

責務

第4条から第6条では各主体の責務を規定しています。

県

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定・実施します。

県民、事業者の皆さん、市町村と連携して取り組みます。

県民、事業者の皆さん、市町村に対し男女共同参画の推進に関する情報提供などの支援を行います。

必要な体制整備、財政上の措置
その他必要な措置を行います。

県民の皆さん

社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。

性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善に努めましょう。

県が実施する施策に協力しましょう。

事業者の皆さん

積極的に男女共同参画を推進しましょう。

職場と家庭の両立支援ができるような環境整備に努めましょう。

県が実施する施策に協力しましょう。



禁止行為等

第7条で禁止行為を規定しています。なお、第8条では留意事項を示しています。

【禁止行為】

性別による差別的取扱い

間接差別も含めた性別による差別的取扱いも禁止しています。

男女間における暴力的行為

精神的暴力も含めた禁止規定になっていること、また、相手を配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のみに限定しないことで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)よりも対象範囲を広げています。

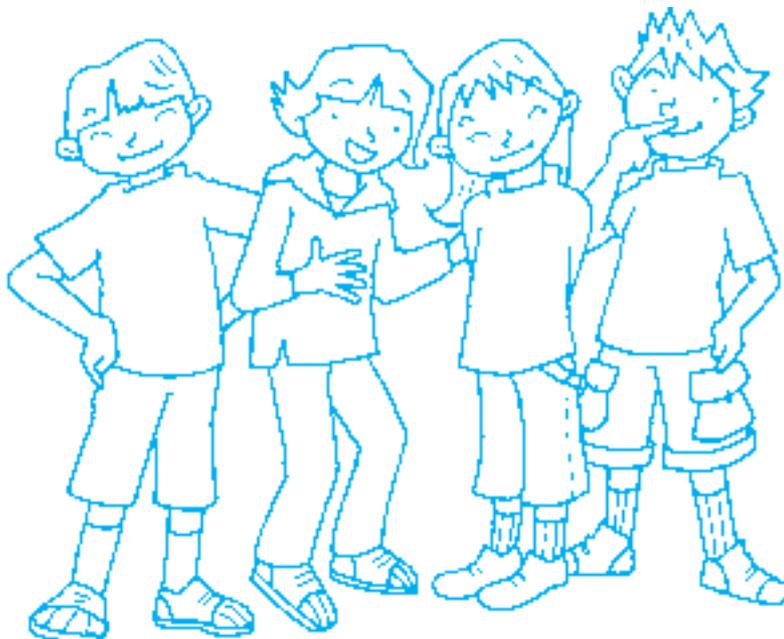
セクシュアル・ハラスメント

対象を女性のみ限定せず、また、場所も職場に限定しない点で、男女雇用機会均等法よりも禁止対象を広げています。

【留意事項】

公衆に表示する情報

性別による固定的役割分担や男女間の暴力を助長するような表現について配慮を求めています。



基本的施策

第9条から第20条では、基本的施策について規定しています。

基本計画（第9条）

施策の策定等に当たっての配慮（第10条）

県民・事業者の理解の促進（第11条）

男女共同参画への理解を深めるため、あらゆる教育の場において広報・啓発を行います。

調査研究（第12条）

男女共同参画を阻害するような社会における制度や慣行と、男女共同参画の施策策定に必要な事項について調査研究を行います。

積極的改善措置への支援（第13条）

意思決定過程における男女共同参画促進と支援（第14条）

女性の人材育成（第15条）

積極的改善措置の考え方に基づき、女性の人材育成のための教育・研修機会の充実に努めます。

家庭生活と職業生活の両立支援（第16条）

現在、多くの世帯で課題となっている家庭生活と職業生活の両立について支援を図ります。

自営業に従事する女性に対する支援（第17条）

農林水産業や商工業など、家族経営による自営業に従事する女性に対する支援を行っていきます。

性別による人権侵害の防止（第18条）

性別による人権侵害の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には相談や一時保護などの支援を行います。

事業者からの報告徴収等（第19条）

県内の事業所における男女共同参画の状況を把握することにより、取り組むべき課題を明らかにし、効果的な施策編成を図ることを目的として実施します。

実施状況の公表等（第20条）

男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を毎年公表します。

男女共同参画審議会

第21条から第23条で男女共同参画に関する審議会について規定しています。審議会は、男女共同参画に関する重要事項の審議などを行います。

設置及び権限（第21条）

知事の附属機関として、「福島県男女共同参画審議会」を設置します。

審議会は、次のようなことを行います。

- ・ 条例に規定された事項を審議する。
- ・ 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- ・ 男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べる。

組織（第22条）

審議会は、委員20人以内で組織します。この場合、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないようにします。

委員は、学識経験を有する方その他知事が適当と認める方から任命します。

また、委員のうち、5名以内を公募します。

委員の任期は2年で、再任されることができます。

